

情 個 審 第 2 3 号

令和7年9月24日

茨城県教育委員会
教育長 柳橋 常喜 殿

茨城県情報公開・個人情報保護審査会
委員長 亀田 哲也

保有個人情報不開示決定に対する審査請求について（答申）

令和6年5月10日付け教総諮問第1号で諮問のありました下記事案について、別紙のとおり答申します。

記

「教育庁における私に関するやりとりが記された文書等」不開示決定（不存在）に係る
審査請求事案

（個人情報諮問第108号）

（個人情報答申第102号）

第1 審査会の結論

実施機関が行った不開示決定（不存在）は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 保有個人情報の開示請求

令和○年○月○○日、審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、茨城県教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）に対して、次に掲げる内容の保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- (1) これまでの○○と教育庁（○○課・○○課他）の公務時間内やりとりが記された文書（引き継ぎ書等）、『公務中記録文書』
- (2) 総務課が令和○年○月○日～同○日対応にいたる経緯が分かる文書

2 実施機関の決定及び通知

令和○年○○月○日、実施機関は、本件開示請求に係る個人情報（以下「本件個人情報」という。）は存在せず、現に保有していないとして、保有個人情報の開示をしない旨の決定（以下「本件処分」という。）を行い、同日付け教総指令第○号により、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和○年○○月○日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求書における主張

- (1) 令和○年○月○日、午後、○○○○○○○から教育庁小部屋にて次の言葉を出された。「少々時間を頂きたい。」と。

その後、何の連絡も無いので○月○日にその後の確認の電話を総務課に入れると突然、対応した男性職員（名を名乗らず）に名乗ると、「○○さんですよ、言いたい事は文書で。」と言われ電話を切られた。○○の「少々時間を頂きたい。」とどう繋がるのか理解出来ないで総務課に電話をすると、別な職員が対応してくれたが、「部署内で文書のやり取りと決めたから。」と再び切られてしまった。

この状況から開示請求をしたが、その理由（部署内で決めた）が開示さ

れない。

公務中の内容につき、その根拠及びプロセスを知りたく審査請求をします。恣意的判断がなかった事実も併せて確認をしたい。相手の同意なく文書（作成）を提出させる行為（言動）の適法性（行政指導ではない筈）がある事を証明する文書の存在を知りたい。

2 令和〇年〇月〇〇日付け書面における主張

(1) 県職員側に提出した文書

- ・確認書（令和〇年〇月〇〇日）
- ・確認をしておきたいことがあります（令和〇年〇月〇〇日）

現時点（令和〇年〇月〇〇日現在）で共に回答が有りません。その内容（詳細）については都度担当者にお話してあります。

(2) 弁明書の内容について

ア 処分の理由（1（2））

「保有個人情報存在せず、現に保有していないため。」とあるが、「公務中の面談においてその記録を残さなくて良い。」とする規則。

イ 処分に至るまでの経過—決定内容 理由：文書不存在（4（2））

文書の作成がなされていなければ不存在になるが、その文書を作成しなくて良いとするに基づく（判断基準が記されている）規則。

公務において文書の作成を行わなくて良いと許可された規則の提示をお願いします。

ウ 審査請求の理由に対する認否（3）

(ア) 認否の内容で「少々時間を頂きたい。」の次の場面は如何ですか？
こちらとしては『お待ちしていたのですが…』お返事は頂けないのですか？

(イ) 相手（〇〇）の合意（当事者の意思表示が合致する）が無き一方的な言い方は社会的に容認されるのでしょうか？「文書で。」・「文書のやりとりと決めたから。」とその事実が記されている。文書の存在の有無には関与しないであろう。

改めて回答を求めらる。

『法律上の合意』との観点からお尋ねしています。

エ 処分に至るまでの経過（4（5））

「令和〇年〇〇月〇〇日までに補正書の提出がなかった。」

令和〇年〇〇月〇〇日、『口頭で伝え、了解を得た。』と認識していますが？

オ 弁明の理由（5）

(ア) 2番目の項中の「まず、上記中、…審査請求人からは、特に回答してほしいとは言っていない旨の返答があったと認識している。」とあるが、その前文に「回答できるか、また、それがいつになるかは約束できない旨を」とある。

回答しないとの記載内容ではない、そもそも回答が不要ならこちらからその内容に触れる発言はない筈、話しの展開を考慮すれば回答必要が筋であろう。

(イ) 6番目の項中の「文書が作成されておらず」の部分について。

その適法性（作成しなくて良いとの判断基準が示された規則）

「規則に基づく権限行使」、作成しなくても良いと許可された根拠）情報公開制度そのものの意義を問う内容になってしまっています。

※公文書作成、「必要に応じて。」 『今回作成があれば』が問題なかったのでは？ 県民目線から

3 令和〇年〇月〇日付け書面における主張

過日（令和〇年〇月〇〇日）、今回の文書内容について総務課に電話をさせて頂いたが、その際担当職員が不在であった為、折返しの電話連絡をお願いしましたがいただけませんでした。

今回の案件に関し初回も同様な内容（問いに対し対応無し）して頂けなかった事実があります。

また、今回の文書にある、『〇〇〇〇課・〇〇〇〇〇〇の開示についてその手続きが規則に沿ったものではなく』、未だに開示文書の受け取りに至っておりません。

規則に沿った業務を行なって頂けない理由は無い筈、抗議し、その行為の理由を求めます。

教育庁と『茨城県県民サービス憲章』の考えは無関係ですか？

4 令和〇年〇月〇日付け反論書における主張

(1) 事実は、これまでの各部署職員の言動によって総務課対応となりました。総務課との対応になった事は私、〇〇の意思ではない。

「今後、総務課で対応する。」と職員から言われた。

(2) これまでの経緯をお知らせします。

教育庁内で、これまで

ア 出先部署で『見積公告書取下げ案件が発生』した際、『〇〇課対応で』と言われた。

イ 『他部署（〇〇〇〇課）事案』の際、『〇〇課対応で』と言われた。

ウ これまでの『他部署（〇〇〇〇課）事案』の際、当時の職員から〇〇課職員を指名、対応を指示された。当時〇〇課職員からは、「何故、私なのですか？」と問われたので「担当職員から電話があり、今後対応する様に言われたでしょう？」と言うと「言われました。」の回答があった。

- (3) その後、〇〇課職員と対応が継続（一部案件総務課職員と対応）（既提出文書が根拠）。令和〇年度に〇〇課担当が代わると、後任〇〇課担当が『今後、総務課が担当する。』と発言、そして総務課職員とのやり取りが始まった（既提出文書が根拠）。

当時「総務課が担当する。」と発言した〇〇〇〇〇〇〇職員が、現在の〇〇〇〇〇である。

ちなみに、過去にも『〇〇〇〇案件を総務課が担当、対応した事実あり。』

上記の通り、各職員の指示、また上記（2）（前例に基づき）の経緯もあり今回の事となった。

総務課担当職員とのやり取り中、「担当部署が何故、対応しないのか？」とも聞いたが回答はなかった。更に、担当部署（〇〇〇〇課等）からの連絡も無かった。

つまりは、教育委員会（各）職員の指導・指示によって『総務課対応が成立してきた。』

今回の結論として、『担当部署がしっかりと対応することになっている。』と言ってきた県側の根拠が確認出来なくなった。

そのプロセス、担当部署が出てこなかった根拠も含め、教育委員会は何をしたい（言った言葉と実態に乖離が見られる為）のか？の疑問が残った。

総務課対応が不可とするなら、総務課に導いたこれまでの職員の言動についての見解を述べていただきたい。総務課の主張を基にすると、「対応すべき担当部署が存在していたのだから、担当部署が対応すべき事案だった。」となるであろう。

更には、今回の文書内容（主張）を覆すようだが、「前回2枚（名）の文書を提出しているが、その文書に総務課職員の署名がある」。

この文書をどう解釈するか？

当時の総務課職員の判断で文書内容は受け入れられたとはならないか？

総務課担当となっていなければ署名がない筈であろう。

- (4) 繰返しになるが、「この案件は総務課担当に話す。」と〇〇課から発信された事実も併せて確認いただきたい。

これまで各職員と話し合ってきた事実は？都度、職員が対応した事実。

都度、「対応しない。」と言われた事実はない。実際に今回の事案に対する担当部署はどこか？事実』は、どういった規則に許可されたものなのか？『現場がきちんと対応することに…』ではないのか？そもそも今回の件、起因しているものは理解してますか？理解していればこのような内容（文書）にはならない筈。

また、教育委員会各部署の職員の指導をする部署を聞いたところ、総務課と言われたので〇〇〇〇〇に対応して頂いた次第である。

各職員に案内され総務課にたどり着いた経緯、その案内が間違っていたとも読み取れるが？

「当時の総務課職員対応が現状になった」が事実である。提出済み紙文書（署名はマスキング）が対応の事実。今回の主張が正しいとなると当初の部署に事案が戻る事が自然の流れと考えるか？また、当初からその対応に出てこなかった各部署（総務課以外）の職員の責任はないのか？

対応部署であったであろうと考えられるが、担当外部署（総務課）に案内をした責任。

総務課とは担当部署でない以上、合意なき議論をしてきたのか？総務課対応でない場合、対応はどこ部署で行われる、行われるべきであったのか？『現場がきちんと対応する事になっている。』はどう解釈するのか？

(5) 疑問が残る表現あり。

ア 令和〇年〇月〇〇日付け教総第〇〇〇〇号文書に『認める』とあるが、認めて次はどうするのか？当時は何が論点であったのか？その議論は、終結したのか？

イ 破棄した書類の事実確認

こちらとしては、文書の内容『破棄した事実』はどの様に確認すれば良いのか？

ウ 令和〇年〇月〇〇日付け教総第〇〇〇〇号文書の再弁明の理由（6）の「審査請求人からは、特に回答してほしいと言っていない旨の返答があったと認識」の部分とあるが、これまで（2枚の署名文書も含め）お尋ねしてきました。

『回答を求めない発言をした記憶はない。』

ただ、当時の対応職員の受け取り方であろうと考える。

当時の状況を把握できていないので「当時の対応職員が回答するのは難しい。」と話した記憶はある。

組織としての回答は求めます。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関は、本件審査請求を棄却するとの裁決を求め、おおむね次のとおり主張した。

1 弁明書における主張

(1) 審査請求の理由に対する認否

ア 「公務中の内容につき、その根拠及びプロセスを知りたく審査請求をします。」と主張する部分は、本件処分を取り消し、保有個人情報を改めて特定した上で、開示を求める旨の本件審査請求の趣旨に当たる内容であると考えられ、その余の部分は、審査請求の理由に当たる内容であると考えられることから、当該部分を本件審査請求の理由として、以下その認否を述べる。

イ 「令和〇年〇月〇日、午後、〇〇〇〇〇〇〇から教育庁小部屋にて次の言葉を出された。「少々時間を頂きたい。」と。」と主張する部分については認める。

ウ 「その後、何の連絡も無いので〇月〇日にその後の確認の電話を総務課に入れると突然、対応した男性職員（名を名乗らず）に名乗ると、「〇〇さんですよ、言いたい事は文書で。」と言われ電話を切られた。」と主張する部分については、文書にて照会するよう審査請求人に依頼したことは認める。

エ 〇〇の「少々時間を頂きたい。」とどう繋がるのか理解出来ないので再び総務課に電話をすると、別な職員が対応してくれたが、「部署内で文書のやり取りと決めたから。」と再び切られてしまった。」と主張する部分については認める。

オ 「この状況から開示請求したが、その理由（部署内で決めた）が開示されない。」及び「恣意的判断がなかった事実も併せて確認したい。相手の同意なく文書（作成）を提出させる行為（言動）の適法性（行政指導ではない筈）がある事を証明する文書の存在を知りたい。」と主張する部分については、保有個人情報が存在しないため否認する。

(2) 不開示の理由について

ア 本件処分に係る審査請求の趣旨は、令和〇年〇月〇日、審査請求人が教育庁総務課（以下「総務課」という。）を訪問し、職員に照会した内容について、その場では審査請求人の求める回答が得られず、当該職員から時間をいただきたいとの申出があったため、同月〇日、審査請求人が回答の確認のために総務課へ架電したところ、電話に応答した職員から照会内容を文書で提出するよう依頼されたため、文書としなければならない根拠やその判断に至る経緯等について保有個人情報の開示を求めるものである。

いて、特段違法な点又は不当な点はない。

また、上記（２）により、審査請求人から提出された文書に関しても、開示請求時点において、開示請求に係る保有個人情報には存在せず、現に保有していない。

第５ 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

１ 本件個人情報について

本件個人情報は、次の情報であると認められる。

- （１）これまでの審査請求人と教育庁（〇〇課・〇〇課等）における公務時間内のやりとりが記された文書（引継書等）
- （２）審査請求人が令和〇年〇月〇日に総務課に照会した内容に対し、同月〇日に同課が文書による照会を依頼することとした経緯が分かる文書

２ 本件処分の妥当性について

（１）不開示の理由について

ア 実施機関は、本件個人情報を保有していない理由として、総務課に事務処理の権限がない〇〇〇〇の所掌する事務に関するものであることから、本件処分を行った総務課においては、審査請求人とのやりとりその他審査請求人に関する記録は作成しておらず、現に保有していないと主張している。

この点について、当審査会事務局職員をして実施機関に詳細を確認させたところ、概ね以下のとおりであった。

- （ア）審査請求人に対しては、令和〇年〇月に、〇〇〇〇から文書を発出し、審査請求人からの照会事項に対する見解を示すとともに、当該事項に関する疑義等については、電話や面談での照会・応答は錯誤や齟齬を生じさせる原因となることから、以降は、文書（FAX又は郵送）での照会を依頼した。
- （イ）総務課においても、〇〇〇〇と同様の対応をとることとしたものであり、新たな検討をしたものでないことから、当該対応に係る経緯が分かる文書を作成していなかったものと考えられる。

イ 以上について検討すると、審査請求人とのやりとりについては文書を作成する必要がなく、実施機関が本件個人情報に関する文書を作成しなかったとすることについて、不自然・不合理な点は認められない。

この点について、審査請求人の主張には、公務上のやりとりについては文書が作成されるとの主張と推測される記載があるが、実施機関は、

文書管理規程は事務の処理に関し全ての記録を求めているものではない旨の主張をしており、当審査会事務局職員が実施機関に確認したところ、県民等への対応に係る対応記録は、県民等対応を行った際に必ず作成しているものではないとのことであった。文書管理規程は全ての事務処理において文書を作成することを義務付けてはおらず、上記アの実施機関の主張を踏まえると、審査請求人に係る対応記録を作成していないとの実施機関の主張に不自然・不合理な点は認められない。

そのほか、本件個人情報に係る文書が作成されていたと判断すべき特段の事情は認められない。

(2) 審査請求人が提出した文書について

ア 実施機関は、審査請求人が本件審査請求において提出した文書は、審査請求人が、主に〇〇〇〇における事務用品の発注方法などに関する疑義を解消するため、実施機関に対しその対応を求めるものであるが、実施機関は審査請求人からの当該照会等について回答できる立場になく、可能な限りの対応を行い、それが完了したことで、実施機関が取得した審査請求人の保有個人情報も利用目的が完了し、以降、審査請求人から取得した文書を適切に廃棄したと主張している。

上記文書の廃棄の状況について、当審査会事務局職員をして実施機関に確認させたところ、概ね以下のとおりであった。

(ア) 審査請求人から提出された文書2件は、それぞれ県立学校及び〇〇〇〇における物品購入に係る対応に関する要求・確認であることから、実施機関では当該事務を処理する権限がない旨を審査請求人に説明しており、当該文書の内容については、当事者である担当所属（〇〇〇〇課及び〇〇〇〇）に伝達したことで、当課としての対応は完了した。そのため、当該文書の保存期間は、茨城県教育庁文書等整理保存規程（昭和60年茨城県教育委員会訓令第2号。以下「整理保存規程」という。）第7条第1項に定める「事務処理上必要な1年未満の期間」となるものであり、同条第5項に基づき、両所属に伝達した時点を以て、事務処理が終了した。

(イ) 具体的な廃棄日時等は確認できなかったが、上記対応の後、文書を裁断し廃棄したものと聞いている。

イ 以上について検討すると、整理保存規程の別表「文書等保存期間基準表」の備考3において、保存期間が1年未満の文書等に係る保存期間が満了した時の措置は「廃棄」とするとされているところ、書類を廃棄した実施機関の措置は、この規定に従ったものであり、審査請求人から取得した文書は廃棄したため、開示請求時点において、本件個人情報は存在

せず、現に保有していないとする実施機関の主張に不自然・不合理な点は認められない。

そのほか、実施機関において、審査請求人が提出した文書を保有していたと判断すべき特段の事情は認められない。

なお、具体的な廃棄日時が確認できないとの点については、本件のような事案があり得ることを考慮すれば、今後同様の事務を行うに当たっては、廃棄日時を記録しておくことが望ましい。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人の、その他の主張は、実施機関の対応等に係る不服を表明したものと解され、本件個人情報を開示すべき理由としては採用できず、上記判断を左右するものとは認められない。

4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のように判断する。

5 付言

行政手続法（平成5年法律第88号）第8条第1項において、行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、その理由を示さなければならないとされ、また、同条第2項において、当該処分を書面でするときは、その理由は、書面で示さなければならないとされている。

また、法第82条第2項に基づき、保有個人情報の開示をしない旨の決定をする場合には、上記の許認可等を拒否する処分に該当すると解される。

そして、一般に、文書の不存在を理由とする不開示決定に際しては、単に対象文書を保有していないという事実を示すだけでは足りず、対象文書を作成又は取得していないのか、あるいは作成又は取得した後に、廃棄又は亡失したのかなど、なぜ当該文書が存在しないかについても理由として付記することが求められる。

これを本件処分についてみると、実施機関は、本件通知書の「開示をしないこととした理由」欄に、「開示請求に係る保有個人情報は存在せず、現に保有していないため。」と記載しているのみで、不存在である理由の記載がなく、理由の付記として十分なものとは言えないと史料される。

実施機関においては、今後、同様の事務処理を行うに当たっては、可能な限り具体的な理由の付記に十分留意することが望まれる。

第6 審査会の処理経過

本件審査請求に係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和6年5月13日	諮問受理
令和7年6月17日	審査（令和7年度第3回審査会第一分会）
令和7年7月22日	審査（令和7年度第4回審査会第一分会）
令和7年8月25日	審査（令和7年度第5回審査会第一分会）
令和7年9月18日	審査（令和7年度第6回審査会第一分会）